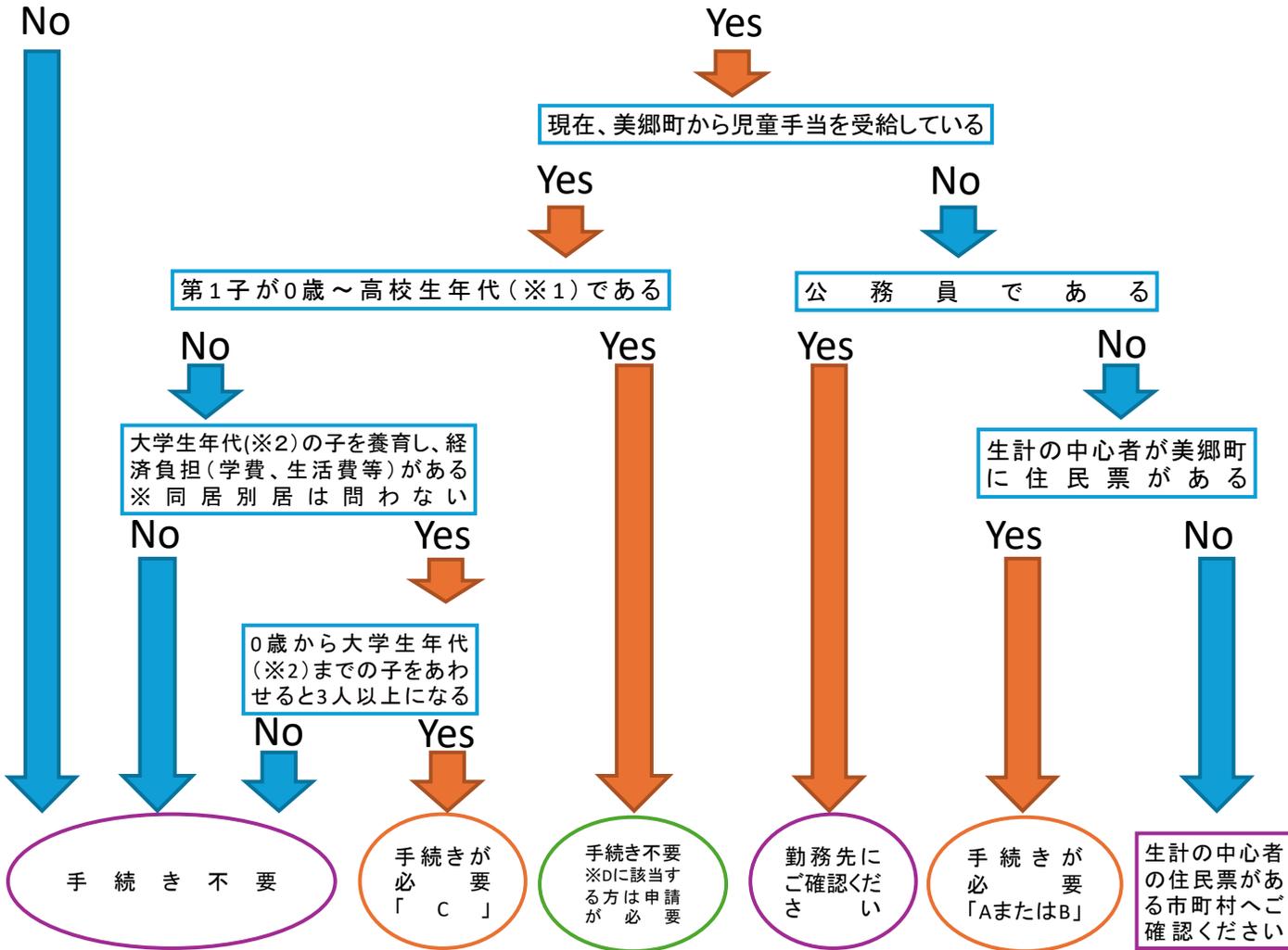


スタートはこちらから！



0歳から高校生までの児童を養育している



上記のフローの結果で下記に該当する方は手続きが必要です。

- A) 中学生以下の対象児童はいないが、高校生年代の児童を養育している人
- B) 所得上限限度額を超過したことにより、児童手当の受給資格がなかった人
- C) 今年度中に19～22歳になる兄弟がいて、兄弟を第一子として数えたときに、子どもの数が3人以上となる人
- D) 児童手当を受給されている方のうち、高校生年代の児童が算定対象児童として登録されていない人

※算定対象児童として登録されている場合、後日、児童手当の額改定通知書を送付します。この通知書にて養育しているお子様の人数と手当額をご確認ください。高校生年代の児童を養育しているのに額改定通知書が送付されない場合、または送付された額改定通知書に書かれている児童数が実際の人数より少ない場合は、高校生年代の児童が登録されていない可能性がありますので、児童手当額改定認定請求書の提出が必要になります。

提出していただくもの

- A) 申請者名義の口座情報がわかるもの（通帳、キャッシュカード）と健康保険証、申請者および配偶者のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード等）
- B) Aの場合と同じ
- C) 0～大学生年代までの子のマイナンバーがわかるもの
- D) 算定対象児童として登録されていない児童のマイナンバーカードがわかるもの

※1 高校生年代とは、平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの児童

※2 大学生年代とは、平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子